

◎京都大学医学部附属病院研修生内規

[平成17年3月28日制定]

第1条 この内規は、医療技術者の医療技術の向上に資するとともに、地域医療機関の発展に寄与することを目的として、本学医学部附属病院（以下「病院」という。）における病院研修生の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 別表1に掲げる職種に係る免許を有する者が、病院において医療技術の研修を志願するときは、病院の業務に支障のない場合に限り、病院研修生として受け入れることができる。

第3条 研修を志望する者は、所定の申請書に、次の書類を添え、病院長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 研修事項にかかわる免許証の写し
- (3) 健康診断書の写し（診断日から1年以内のもの）
- (4) 所属長の推薦書若しくは医療関係機関等の長の推薦書
- (5) その他必要書類

第4条 病院研修生の研修の期間は、1年以内とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、研修期間を延長し、又は短縮することができる。

2 研修期間の延長又は短縮の申請は、受け入れ先の診療科（部）の長の同意を得たうえで、期間変更申請書により行うものとする。

第5条 病院研修生の研修料の額は、日額2,160円とする。ただし、病院長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる研修プログラムの研修料については、同表の定める額とする。

3 研修を許可された者は、研修期間に係る研修料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 研修料を所定の期日までに納めないときは、研修の許可を取り消す。

5 受理した研修料は、返還しない。

第6条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

第7条 病院研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、病院長が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。

第8条 病院長は、病院研修生が前条の規定に違反し、病院の業務に支障を生じさせたとき、又は疾病その他の事故により研修の継続が困難であると認めたときは、研修の停止を命じ、又は研修の許可を取り消すことができる。

第9条 病院研修生が医療技術にかかる研修を行うことにより生じたすべての診療報酬は、病院に帰属する。

第10条 病院研修生は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより、損害賠償等の責任を負うものとする。

第11条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年5月2日から施行し、平成19年4月1日より適用する

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

- 附 則
この内規は、平成24年5月9日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成24年10月1日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成25年9月5日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成26年9月4日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この内規は、平成27年5月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表1

医師
歯科医師
薬剤師
助産師
看護師
診療放射線技師
臨床検査技師
理学療法士
作業療法士
あん摩マッサージ指圧師
視能訓練士
管理栄養士
歯科技工士
歯科衛生士
臨床工学技士
義肢装具士
救急救命士
言語聴覚士
精神保健福祉士
社会福祉士

別表2

科・部門名	研修プログラム名	期 間	研修料
薬 剤 部	卒後研修プログラム	6ヶ月間	月額 33,696円
	がん薬物治療法認定薬剤師研修	3ヶ月間	期間 162,000円
	HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修	2日間	期間 12,960円
検 査 部	移植医療における遺伝子細胞学的検査診断	5日間	期間 118,800円
疾患栄養治療部	NST臨床研修プログラム	2日間	期間 25,920円
病 理 診 断 科	病理組織・細胞診研修（免疫組織学的研修）	2日間	期間 64,800円
歯科口腔外科	歯科衛生士卒後研修	6ヶ月間	月額 21,600円